

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：32406

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530018

研究課題名(和文) 土地境界の基礎理論 日仏比較法史による貢献

研究課題名(英文) Basic Theory on Land Boundry: Contribution through Comparative study of Japanese and French Law

研究代表者

小柳 春一郎 (Koyanagi, Shunichiro)

獨協大学・法学部・教授

研究者番号：00153685

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：日本の境界法理は、地籍境界を重視している。境界確定訴訟が筆界を明らかにし、地籍調査も地租改正にさかのぼる原始筆界の復興を目指す。問題は、地籍境界＝筆界と所有権界との有機的関連がないこと、特に合意による解決が難しいことである。本研究は、フランス法では土地所有権界を中心とした境界法理があること、その境界確定訴訟は土地所有権界を明らかにするものであること、ナポレオン地籍に始まるフランスの地籍は、税の根拠となる点を中心であることを解明した。日本法においても土地所有権界を中心とした法理への転換の必要である。その際には、土地家屋調査士が、合意と筆界を結びつける役割を果たしうる。

研究成果の概要(英文)：The Japanese land boundary system attaches great importance to the cadastral boundary. In boundary litigations, the civil courts do not determine the ownership boundary. The Courts reconstruct the original cadastral line determined at the time of the land-tax reform at Meiji Restoration. The problem is that the cadastral boundary does not necessarily correspond to the ownership boundary and that it cannot be fixed by the agreement made by the adjoining landowners, due to its administrative character. On the contrary the French law adopts a system oriented to the land ownership. The famous Napoleon cadaster was created for the purpose of taxation of the land tax. The French civil courts can determine the ownership boundary by "action en bornage". The Japanese law needs to focus more on the ownership boundary. Real estate surveyors may play a significant role in linking the ownership boundary and cadastral boundary by seeking the agreement of the adjoining landowners.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：土地境界 地籍 フランス法 筆界 土地家屋調査士

1. 研究開始当初の背景

一般に、土地の境界には、私法上の存在としての所有権界、公法上の存在としての筆界、事実上の存在としての占有界があるが、日本法は、(所有権界ではなく)筆界重視が特徴である。

そもそも、日本の境界確定訴訟について、「通説・判例は、この訴えを私的所有権とは無関係の公簿上の地番と地番の境界線(筆界とも言う)を定めるもの、いわば公法上の境界線を定めるもの」とすると指摘される(高橋宏志『重点講義民事訴訟法上(第1版)』(有斐閣、2005年)80頁)。それ故、これには批判がある。批判的論者は、境界確定訴訟(=筆界確定訴訟)で土地の筆界を定めても「所有権の範囲の確認は別の問題としてその争いをあとに残すように構成することは、この場合の紛争の実態に即した解決方式とはいえない」と述べている(新堂幸司『新民事訴訟法(第3版補正版)』(弘文堂、2005年)193頁)。

土地の境界を明らかにする国の関与による調査として、国土調査法(昭和26年)に基づく地籍調査があるが、それも、筆界の復興を目的とし、「明治の地租改正の際に確認された筆界」の位置を求める(鮫島信行(元国土交通省国土調査課長)『日本の地籍その歴史と展望』(古今書院、2004年)80頁なお不登法123条1号)。

さらに、平成17年創設の筆界特定手続も「筆界の現地における位置を特定」するため(不登法123条2号)、地租改正にさかのぼる「原始筆界」とその後の分合筆の復興を目的とする。こうして、日本の境界制度の問題点は、「所有権に関する紛争との連携が確保されていない」ことである(山野目章夫「序説 境界紛争の解決のしくみの概要」山野目章夫ほか『境界紛争解決制度の解説』(新日本法規、2006年)20頁)。この点を含めて、地籍の問題に正面から取り組むべきだと地籍学(山野目章夫「地籍学のデッサン 国土調査促進特別措置法と国土調査法の改正に寄せて」登記情報2010年5月号)の提唱がある。

問題となるのは、日本の境界法理の位置付けについて基礎的な解明を行うこと及び所有権との連携のとれた制度をつくり上げることである。

研究代表者は、「国土調査基本問題検討会・地籍調査・法制度分科会」(国土庁、平成10年)に参画し、単に筆界が明らかになっただけでは土地所有者は地籍調査のメリットを十分に感ずることができず、地籍調査の進捗が不十分であること等から、筆界重視の日本の境界法理に問題を感じ、日本法のあり方について一方では比較法的に、他方では歴史的に解明する必要を感じた。

その後、研究代表者は、比較法的考察として、フランスの私法的な境界確定について、「フランス法における境界確定訴訟と土地

所有権(1)(2完)』民商法雑誌138巻6号、同139巻1号及び同「フランス法における合意境界確定」獨協法学78号で論じた。特に、が指摘したのは、フランス法の境界確定訴訟は、通常の所有物返還訴訟(フランス法では確認訴訟としての要素も有する)とは区別されつつも、土地所有権界を定めるものであり、それ故当事者により境界を定める合意境界確定(bornage amiable)も可能であること(がこの点を詳しく検討した。)、訴訟では地籍 cadastre のみが資料とされるのではなく、権原証書が重要であり、実際には測量専門家が役割を果たすこと、境界確定の結果に基づき、地籍の変更がなされることである。

また、歴史的考察として、小柳春一郎=蕪山巖『裁判所構成法』(信山社、2010年)は、境界確定訴訟を所有権確認訴訟とは独立のものとする法理の根拠となった裁判所構成法14条(「経界ノミ」に関する訴訟を区裁判所の専属管轄とした。)起草者のオットー・ルードルフがプロイセン領ラインラントでフランス法の適用の経験を有し、ポワソナードの起草した旧民法草案におけるフランス法的境界確定法理を前提として、裁判所構成法の規定を起草したことを明らかにした。

こうして、一方では、フランス法には所有権界を重視した境界法理が存在すること、他方、日本法は、少なくとも法典編纂期まではそれと同様に考え得ることが明らかになった。そこで問題になるのは、一方では、フランスの筆界を示すと考えられる地籍調査で所有権界をどのように処理しているのか、他方では、日本で筆界重視に展開していったのはどのようなきっかけか、そして所有権との連携をどのように確保して行くかである。この点についての基礎的解明が、本研究の課題となる。

2. 研究の目的

本研究の主たる目的は、フランス地籍制度の解明である。具体的には、19世紀のナポレオン地籍に始まるフランス地籍制度の歴史的展開を、その私法上の意義に注目しながら明らかにしながら、その境界法理を解明する。フランス法の地籍(cadastre、土地台帳という訳もある)は、「市町村を基礎として、土地が筆(parcelles)に分割されたところから従って、国土全体を地図で表したもの」(『フランス法律用語辞典』(三省堂)、Lexique des termes juridiques (Dalloz)のcadastre黒目)である。フランスでは、19世紀では、地図の更新がなく、地籍は土地所有権界を推定させることすら難しい状況であったが、近年には地籍整備が進展し、相当程度水準が向上しつつあること、地籍再調査は、基本的に所有権界を明らかにしようとするものであり、その結果に不満がある土地所有者は、隣人との間で私法的な土地境界確定訴訟を提起しなければならないとの裁判例がある。この点

について文献調査・現地調査を行って、フランスの地籍制度は、その機能としては税の基礎としての税地籍であるが、重視されるのは私法的な土地所有権界であるとの仮説を検証しながら、フランス地籍制度の歴史的展開を明らかにする。

本研究の副次的目的は、日本における筆界と所有権界の法理の比較法的な位置づけである。これについては、歴史的にどのようにして、筆界重視が生まれてきたかの解明が重要になる。また、所有権との連携の確保策も検討する必要がある。

3. 研究の方法

研究の方法は、文献収集・分析及び現地調査による。

文献調査に関しては、フランスの境界確定に関する19世紀における主要文献及び現在の動向についての最新文献を収集することができた。

現地調査については、特に地籍情報についての現地調査が重要になる。エクス・アン・プロバンス・プーシュデュローヌ県公文書館 (Archives départementales des Bouches-du-Rhône - Centre d'Aix-en-Provence) 及びトゥール郊外のアンドエロワール県公文書館 (Centre des Archives contemporaines, Chambray-lès-Tours,) という複数の公文書館を訪問し、実際の地籍図・地籍関連資料を閲覧しながら調査を行った。この二つの文書館を選定した理由は、エクス・アン・プロバンスについては、ナポレオン地籍について、本研究開始当初の段階から、地籍図等のネット公開を行っており (http://doris.archives13.fr/dorisuca/jsp/system/win_main.jsp), 事前情報収集が容易であり、能率的現地調査が可能であったこと、トゥール郊外の文書館は、地籍更新についての充実した400頁以上のガイドブック (<http://archives.cg37.fr/UploadFile/GE D/Archives%20posterieures%201940/1297673454.pdf>) をネット公開しており、これも事前調査が容易で、現地調査を進めることが可能であったことである。なお、現地での聞き取りによると、後者のガイドブックは、文書館での聞き取りによると、ロマン・ルジャンドル (Romain Legendre) 氏がその古文書学校研修生時代に研修目的も兼ねて作成したものであるとのことであり、フランスの古文書学の伝統には驚くほかはない。

4. 研究成果

研究成果は、(1) フランス地籍制度の解明、(2) フランス境界確定法理についての研究深化及び(3) 日本の境界及び地籍法理についての解明である。

簡単に研究成果を述べれば、(1) のフランス地籍制度は、あくまでも税に関連した制度である。それ故、この地籍により所有権を

定めることはない。(2) フランス境界法理については、19世紀以来の伝統である《所有権確認訴訟とは別に境界確定訴訟がある。両者は別個の制度である。》というあり方は現在でも維持されている。この利点は、合意により境界を定めることができる点であるとともに、近年でも一定の判例の発展がある。(3) 日本の筆界を重視した境界法理については、歴史的な成立事情を解明するとともに、近年の法発展との関連を明らかにした。特に問題になるのが、平成17年改正による不動産登記法123条が筆界について、土地が最初に登記された「時」に定められたとしていることである。この「筆界の不動性」のため、直接に合意により筆界を定めることができず、地籍調査などで現況と異なる場合に困難な問題となるが、土地家屋調査士の活用により一定程度の解決が可能になる。

(1) フランス地籍制度の解明

フランス地籍制度については、これは、ナポレオン地籍 (cadastre napoléonien) 及び地籍更新 (rénovation du cadastre) が主に問題になる。本研究は、次のことを明らかにした。(i) ナポレオンは、地籍が所有権界紛争を解決することに期待したが、(ii) 現実には地籍は税目的であり、地籍図は更新がなかったため、所有権界とは別個のものになり、(iii) 20世紀に至ると地籍図の更新がなされているが、(iv) その場合でも主目的は税にあり、所有権との密接なつながりはない。

(i) ナポレオン地籍については、1807年9月15日法及び1808年1月27日勅令に根拠を得て整備されたフランス近代の地籍はナポレオン地籍と呼ばれる。国土全体の地籍整備は、行政史における画期的な事件である。(地域性・身分制の打破) 1789年の三部会において、貴族身分のうち73人、第三身分から58人が、恣意的な租税制度に終止符を打つため一般的地籍を創設すべきことを要求した。ナポレオン1807年に財務相に「困難から脱出する唯一の方法は、実際に、土地全部の調査を、帝国の総ての市町村について行うことであり、その際に各土地の筆について測量を行うことである。よい地籍は、わが民法典の仕上げ材となるであろう (Un bon cadastre sera le complément de mon code)。特に土地について民法典を補完する。必要なことは、地図が正確であり、また入念に作成されたものであることである。この結果、各土地の境界を定めることができ、土地訴訟が起きないことになる。」と述べたことは、地籍と民法典とのつながりが語られている。

(ii) しかし、ナポレオン地籍は、地図に関してはその作成日の状態を示すものとして固定されていた (ナポレオン地籍の固定性)。既に、1843年当時の経済学者の発言として、《1839年1月1日現在でフランスの36995の市町村において地籍が編成されたが、「そのうちの10分の9の市町村において『地籍図は、もはやフィクション以上のものな

い。』』と指摘された(Antonella ALIMENTO, Entre justice distributive et développement économique: la lutte pour la création de cadastres généraux au 18e siècle, in, Luca MANNORI (Hrsg.), Kataster und moderner Staat in Italien, Spanien und Frankreich (18. Jh.), p.4.)

以上の点について、南仏エクス・アン・プロバンスの県公文書館において、具体的地籍図をもとに調査を行った。ナポレオン地籍著名なミラボー通りの16世紀建築の建物の地籍図について、ナポレオン時代から1974年そして現在までの地籍図・地籍情報の変遷を、資料に基づき辿ることに成功した。成果の一部は、地籍問題研究会で発表し、日本の地籍関係者から「フランス地籍について始めて歴史的・体系的な説明を得た」との評価を得た(学会発表、さらに、日本との関連を指摘したものととして図書)。

(iii)このナポレオン地籍図を現状に即したものにしていくな作業が地籍更新である。この更新には、3つのやり方があるとされている。それは、ミザジュール(アップデート)、

ルヌベルマン、レフェクションである。これについて文献では理解不可能であったが、トゥールの文書館で具体的地籍図を元に理解可能になった。要するに、はナポレオン地籍図の上に線を書き加えて現状に合わせようとする作業である。は新たに地図を作りなおす作業である。ではナポレオン地籍図を下図として使用するのに対し、では全部の地図を新たに作りなおす(それ故下図なしになる)という違いがある。なお、再測量はしない。は一筆地測量をもとにして地図を全面的に作り直す作業である。そして、1974年以降は、ルマニマンというのがあるが、これは、の方式による。

(iv)問題になるのが、境界であるが、これは、基本的に所有権境に見えるものを境界としていく。また、commission de délimitation(分界委員会)が設けられているが、その役割は、土地所有者・境界についての情報の提供、利害関係人の同意の確認、和解の試み、和解できない対立についての一時的裁定である。不満がある場合には、結局後述の境界確定訴訟による。当事者間の境界確定の登記費用は、地籍調査の場合には、無償とされる。

以上のように、フランスの地籍調査は、所有権の境を確定するものではない。現況主義により、所有権境に見えるものを地籍境界としていく。当事者は、後に、司法裁判所で境界確定等を提訴可能である。

(2) フランス境界確定制度の解明

フランスの境界確定について、その法理及び地籍法理との関連について最近の動向のフォローアップをした。具体的には、次のことを明らかにした。(i)境界確定訴訟・訴権と所有権確認訴訟・訴権を区別する伝統的フランス法理は維持されている。(ii)近時不動

産取引で境界明示の動きがある。(iii)これに対応して、民法物権法改正ペリネ=マルケ草案が発表され、境界問題にも新规定を設けた。(iv)欧州人権裁判所などでもフランス境界法理は問題になっているが、結局、伝統法理を維持している。

(i)フランス民法646条(隣地所有者への境界確定請求権 action en bornage)は、「所有者は、その相隣者に対して、土地の境界確定を請求できる。2 境界確定の費用は、共同の負担とする。」と規定する。この結果、フランスでも、土地境界について、地籍境界と所有権境界がある。

既に見たように、フランスでは、所有権境界を定めるには、所有物返還請求訴権(action en revendication)と境界確定訴権(action en bornage)がある。前者は、日本の所有権にもとづく返還請求権に相当する。後者は、所有権を定める・証明責任のない民事訴訟である。地籍境界について、個人に不満がある場合にも、いずれかによる。

フランス法の境界確定訴権は、土地所有権の境を定めるが、所有権の存否は定めないとされ、それ故、所有物返還訴権とは別個とされている。境界確定訴権の管轄は、価額にかかわらず小審裁判所(破毀院・控訴院・大審裁判所・小審裁判所という伝統的民事裁判所のうち最下級審)であるが、土地所有物返還訴権が価額にかかわらず大審裁判所の管轄とされている。境界確定訴訟は双方訴訟(action double)とされ、原告が証明責任を負うわけではないのに対し、所有物返還訴訟は原告に証明責任がある。境界確定訴訟提起に時効中断効がなく、また、境界確定訴訟判決が確定しても、その後、所有物返還訴訟提起は妨げない。これは、19世紀以来の安定した法理である。

(ii)フランスでは合意境界確定が重視されている。それは、一定の土地取引で売主に境界確定義務が課せられているからである。具体的には日本での土地区画整理に相当する画地分譲地等の建築目的売買については、売主は、土地境界確定自体を行なう事が必要であり、これがない場合には、買主は契約取り消しが可能である。また、そうでない通常売買では、売主は、土地境界確定があったかどうかの情報提供義務を負い、これについても、情報提供を受けなかった買主は契約を取り消すことができる。

(iii)なお、近年は、ペリネマルケ草案が、境界確定促進策(専門家関与による案作成)として、「土地所有者が、資格を有する専門家により対審的に作成された境界確定案について、受け入れることができない場合には、隣地所有者から通知を受けてから6ヶ月以内に、境界確定訴訟を提起しなければならない。そうでなければ、提示された境界線案は、提示を受けた土地所有者に対して対抗できる確定的な境界線とみなされる。」という規定の提案しており、注目される。問題は、測量

専門家の立会調査権であるが、ペリネマルケへ質問したら、立会権は設けられないというのが答えであった。結局、私法的な制度の限界がここに見られる。

(iv)境界確定について、2009年以降の4つの判決が目玉に値する。いずれも、所有権確認訴訟(訴訟 action en revendication)と境界確定訴訟(訴訟 action en bornage)とは別のものである。《境界確定訴訟は所有権移転的効果はなく単に境界を明らかにするだけであるが、所有権確認訴訟は所有権の存否を確定する。それ故、境界確定訴訟の行使が行われ判決・和解があっても、その後で土地所有権確認訴訟の行使は可能である》という2元法理に関係している。具体的には、新しい法律関係の中でこの問題が問われた場合(ヨーロッパ人権裁判所は蒸し返しを財産権保障に反するとは考えない(2012年1月4日判決 n.14819/08)。蒸し返しを防ぐ攻撃防御方法集中原則がフランス民事訴訟法の原理になったが、2元法理は維持される(破毀院2009年11月10日判決 n.08-19.756。)), 伝統的な法律関係の中でこの問題が問われた場合(境界確定は登記なくして第三者に対抗できる(破毀院2013年4月9日判決 n.12-13.516)。所有物返還訴訟確定後も境界確定訴訟を提起できる(破毀院2012年1月31日判決 n.11-14.491))があった。

これにより、日本の境界確定法理について、筆界の不動性(不動産登記法123条)が、当事者の合意によっても境界を定められないことにつながり、現在でも大きな困難のもとになっていることを解明した。

(3)日本の土地境界確定法理への示唆

日本法は、境界確定訴訟が所有権確認訴訟と異なることを、筆界を対象としているとして説明する。この点、日仏境界法理について、パリ第二大学のグリマルディ教授等の編著である *Le patrimoine au XXI^e siècle : regards croisés franco-japonais* に日仏の土地境界法理について比較を行った(図書)。同論文は、同書中の Strickler 教授論文によっても引用されるなど一定の反響を得た。また、学会発表の比較法学会2014年6月で発表する。具体的には、裁判所構成法14条の規定故に、当時の判事は所有権確認訴訟と別個の境界確定訴訟の存在自体は理解していたが、その法的性質について理解に苦しんでいた。学説から境界確定訴訟は所有権確認訴訟と異なる筆界確定訴訟であるとの理論の提唱があるとこれを受容し、逆に、境界確定訴訟=筆界確定訴訟とする判例法理の影響により、地籍調査でも筆界重視になった(図書)。

日本の土地境界確定法理については、筆界が公的なものとされているため、私的合意によりこれを定めることが難しい。筆者は、フランス法を直接に日本に持ち込むことは難しいということ、今後の課題として、土地家屋調査士による地積測量図の活用が可能か

どうかを検討すべきことを明らかにした。

フランスでは地籍境界をあくまでも税を目的としていると位置づけているため、その役割は軽いものになり、私的な土地境界を合意境界確定で定め、それを地籍に反映させることが可能になっている。

ところで、地積測量図は、分筆や地積更正などの土地の表示に関する登記を申請する際に添付する図面として公式な図面ですので、法律(不動産登記令)で様式や記載する内容が定められている。また、平成17年の不動産登記法改正により、分筆後の土地全部の面積を求めることとされ、また基本三角点等の公式な基準点に基づいて測量し、世界測地系の国家座標値を使用して面積計算を行うことが原則とされたため、より正確で、現地復元能力が強化されたものになった(不動産登記規則77条)。

「筆界」についての専門家である土地家屋調査士が筆界を探索するのである。ところで、土地家屋調査士に実際に聞き取りを行なうと、筆界を定めるにあたり隣接当事者の合意が實際上相当の役割を果たしている。とすれば、法規上は活用が容易ではない当事者の合意を土地家屋調査士を媒介として筆界上に実際に位置づけることが可能なのではないか。もっとも、この点は、なお、今後、具体の調査を行なうべき事柄となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

小柳春一郎「原子力災害補償専門部会(昭和33年)と「原子力損害の賠償に関する法律」(4)」獨協法学92号125-266頁,2013年・査読なし

小柳春一郎「原子力災害補償専門部会(昭和33年)と「原子力損害の賠償に関する法律」(3)」獨協法学91号109-262頁,2013年・査読なし

小柳春一郎「権利と民事責任(日仏民法セミナー 民法の基本的概念を巡る対話の試み)」法律時報85巻6月号67-69頁,2013年・査読なし

小柳春一郎「原子力災害補償専門部会(昭和33年)と「原子力損害の賠償に関する法律」(2)」獨協法学90号110-182頁,2013年・査読なし

小柳春一郎「原子力災害補償専門部会(昭和33年)と「原子力損害の賠償に関する法律」(1)」獨協法学89号89-144頁,2012年・査読なし

小柳春一郎「物権法セミナー-質疑について(日仏物権法セミナー(第2回)21世紀における物権法の改正に向けて:日仏比較研究)」(小柳春一郎=山城一真=原恵美=高秀成の共著)法律時報84巻11月号94-96頁,2012年・査読無し

小柳春一郎「フランス法における商事賃貸

借と再建型債務整理手続」獨協法学 87 号 67-114 頁, 2012 年・査読無し

小柳春一郎 = 山城一真 = 原恵美 = 高秀成
「第 2 回日仏物権法セミナー質疑について
(特集 21 世紀の「財の法」の改正に向けて :
日仏物権法セミナー)」新世代法政策学研究
17 号 215-231 頁, 2012 年・査読なし

小柳春一郎「フランスにおける空家対策・
保安上危険等建築物対策」月刊住宅着工統計
2012 年 3 月号 6-13 頁, 2012 年・査読なし

小柳春一郎「所有権: 歴史的視角から 日
仏物権法セミナー」法律時報 2011 年 7 月号
80-82 頁, 2011 年・査読なし

小柳春一郎「フランス法における強制退去
(明渡し): 賃料不払い・空屋不法占拠と警
察上援助拒絶」獨協法学 84 号 65-157 頁 2011
年・査読なし

小柳春一郎「区分所有建物被災 基本的
法理と東日本大震災での新展開」ジュリスト
1434 号 31-38 頁, 2011 年・査読なし

〔学会発表〕(計 11 件)

小柳春一郎「フランスにおける『財の法』
の理論と課題: 不動産所有権」(比較法学会,
立命館大学) 2014 年 6 月 7 日

小柳春一郎「フランス法における所有権論
と過少利用・危険利用問題」(法社会学会,
大阪大学) 2014 年 5 月 10 日

Shunichiro Koyanagi 《Cadastre et
Propriété foncière au Japon : Entre
Tradition et Modernité》, séminaire
Université Paris 1, le 13 septembre 2013

Shunichiro Koyanagi《Disasters and
Protection of Tenants: General Principles
in time of Emergency》, in, 6th
Japan-Netherlands Law Symposium, Leiden
Law School, the Neitherland, August 27,
2013

小柳春一郎「原子力損害賠償法の成立史:
我妻・加藤・坂田文書の検討」(東京大学基
礎法学研究会, 東京大学) 2013 年 6 月 29 日

小柳春一郎「土地境界と地籍: 日仏の比較
法史」(法制史学会東京部会, 星薬科大学)
2013 年 6 月 22 日

Shunichiro Koyanagi《“Problems of
Compensation for Nuclear Disaster in
Japan》, in, 3rd East Asia Law and Society
Conference, KoGuan Law School, Shanghai
Jiao Tong University, Shanghai, China,
March 23, 2013

小柳春一郎「原子力損害の賠償に関する法
律(昭和 36 年法律第 147 号)の成立史: 我
妻文書の検討」(法文化学会, 岩手大学) 2012
年 11 月 3 日

小柳春一郎「フランス法における土地境界
確定と地籍」(地籍問題研究会, 京都産業大
学) 2012 年 7 月 28 日

小柳春一郎「我妻榮博士の災害法制論: 罹
災都市借地借家臨時処理法と原子力損害の
賠償に関する法律」(日本学術会議, 基礎法

学 6 学会連合会) 2012 年 7 月 7 日

小柳春一郎「フランス法における家賃不払
紛争と裁判所」法社会学会(京都女子大学)
2012 年 5 月 12 日学会報告

〔図書〕(計 3 件)

七戸克彦編『条解新不動産登記法』小柳春
一郎「第 6 章第 1 節筆界特定」719-832 頁,
弘文堂, 2013 年 4 月

小柳春一郎「フランス法における強制退去
(明渡し)執行不能と救済: コンセイユ・デ
タ 1923 年クイテアス判決について」清水元
= 橋本恭宏 = 山田創一編『平井一雄先生喜寿
記念 財産法の新動向』信山社, 721-740
(2012), 査読無

Shunichiro KOYANAGI 《Aspects
historiques du droit des biens : le droit
japonais et l'avant-projet pour la réforme
du droit des biens》, 29-48, Le patrimoine
au XXIe siècle : regards croisés
franco-japonais, (sous la direction
scientifique de Michel GRIMARDI, Naoki
KANAYAMA, Naoya KATAYAMA et Mustapha
MEKKI), Société de législation comparée,
2012 査読無

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小柳 春一郎 (Koyanagi Shunichiro)

研究者番号: 00153685 「獨協大学法学部
教授」

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: